

平成二十五年十一月二十二日提出
質問第八四号

「竹島の日」に対する安倍晋三内閣の認識等に関する再質問主意書

提出者 鈴木貴子

「竹島の日」に対する安倍晋三内閣の認識等に関する再質問主意書

「前回答弁書」（内閣衆質一八五第六三号）を踏まえ、再質問する。

一 「前回答弁書」では、北方領土問題と竹島問題への政府による取り組みが異なることに関し、「それぞれの領土問題をめぐる経緯及び状況等が異なる」との答弁がなされている。北方領土と竹島は、どちらも我が国固有の領土であり、我が国への返還を必ず実現させなくてはならないものである点では同じであると考えるが、それぞれの経緯及び状況がどう異なるのか、安倍晋三内閣の説明を求める。

二 竹島に関しては、二〇〇五年に島根県が二月二十二日を「竹島の日」とする条例を制定している。右に対する安倍内閣の見解を示されたい。

三 島根県が「竹島の日」を条例で定めたことに対する政府の関与に関し、「前回答弁書」では「お尋ねの『竹島の日』への対応も、諸般の情勢を踏まえて、適切に対応してまいりたい。」との答弁がなされている。二〇〇六年九月二十六日に発足した第一次安倍内閣、昨年十二月二十六日に発足した第二次安倍内閣において、「北方領土の日」が一九八一年一月六日に閣議決定により、毎年二月七日をその期日として定められたのと同様に、「竹島の日」を政府として閣議決定によりその期日を定めることが過去に検討され

たことはあつたか。確認を求める。

四 前回質問主意書で触れたように、本年二月二十二日の島根県での式典には、島尻安伊子内閣府政務官が出席し、初めて政府関係者が出席することとなったが、右の理由は何か。

五 「北方領土の日」の式典に対する政府の対応とはまだ雲泥の差があるにせよ、四で触れたように、政務三役を出席させるという、これまでにない対応を安倍内閣がしたことは、当方は評価するものである。来
年以降、式典への政府の関与をより積極的かつ当事者的なものとする考えはあるか。具体的には、来年の
式典も大臣政務官、もしくはそれ以上に高次の政務三役を出席させる考えはあるか。安倍内閣の見解を示
されたい。

右質問する。